

災 害 救 護 速 報

平成 27 年 9 月 18 日 (金) 16:00 現在
事業局 救護・福祉部 救護課
(Tel. 03-3437-7084)

平成 27 年台風第 18 号による大雨等に係る被害等に対する 日本赤十字社の対応について (10)

1 日本赤十字社の対応状況

日本赤十字社は、台風第 18 号による大雨等により発生した被害に対し、被災地へ救護班等を派遣するとともに、被災された方々へ救援物資の配布を行っています。

これまでに、救護班 16 班、DMAT 5 チーム、dERU (※) 1 ユニットの派遣したほか、毛布 5,683 枚、緊急セット 617 セット、安眠セット 470 セット、布団セット 35 セット、バスタオル 20 枚を配布しました。

(※) dERU は、大規模災害発生後、一刻も早く被災地における診療を開始することを目的として、仮設診療所設備とそれを運ぶトラック・自動昇降式コンテナと訓練された職員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称です。

(1) 救護班等の活動状況

日本赤十字社の救護班等は、各地の避難所において巡回診療や医療ニーズ等の調査を行っています。また、きぬ医師会病院において dERU を設営し、被災された方々への診療にあたっています。

①石下西中学校で活動する古河日赤救護班(9月11日)



②水海道総合体育館で活動する古河日赤救護班(9月11日)



③大和町でアセスメント活動中の仙台日赤災害医療コーディネートチーム(9月11日)



④出発前のミーティングに臨む古河日赤救護班(9月12日)



⑤水海道小学校で活動する古河日赤救護班(9月12日)



⑥活動前ミーティング中の日赤救護班(9月13日)



⑦被災者にマスクを配布する日赤救護班(9月13日)



⑧きぬ医師会病院前でdERUを展開する日赤職員(9月14日)



○ 救護班等の派遣状況一覧

	派遣県	派遣元支部	主な活動場所	活動内容	状況
9月10日	茨城県	茨城県支部 (古河赤十字病院) ※2チーム派遣	県内の避難所	医療ニーズ等 調査	活動終了
9月11日	宮城県	宮城県支部 (仙台赤十字病院)	大和町の避難所 4カ所	医療ニーズ等 調査	活動終了
	栃木県	栃木県支部 (那須赤十字病院)	県内の避難所	医療ニーズ等 調査	
	茨城県	茨城県支部 (水戸赤十字病院)	豊岡小学校	巡回診療等	活動終了
			水街道第一高校		
		茨城県支部 (古河赤十字病院)	石下西中学校	巡回診療等	
			水海道総合体育館		
	埼玉県支部 (さいたま赤十字病院)	坂手公民館	巡回診療等	活動終了	
水海道小学校					
千葉県支部 (成田赤十字病院)	水海道	巡回診療等			
	常総地域交流 センター				
千葉県支部 (成田赤十字病院)	常総地域交流 センター	巡回診療等			
9月12日	茨城県	茨城県支部 (古河赤十字病院)	水海道小学校	巡回診療等	活動終了
			豊岡公民館		
			豊岡小学校		
			水海道小学校		
	埼玉県支部 (さいたま赤十字病院)	石下総合体育館等	巡回診療等	活動終了	
	千葉県支部 (成田赤十字病院)	石下小学校等	巡回診療等	活動終了	

9月13日	茨城県	茨城県支部 (水戸赤十字病院)	水海道小学校	巡回診療等	活動終了
		茨城県支部 (古河赤十字病院)	水海道小学校	巡回診療等	活動終了
		埼玉県支部 (さいたま赤十字病院)	石下総合体育館等	巡回診療等	活動終了
		群馬県支部 (前橋赤十字病院)	石下総合体育館等	巡回診療等	活動終了
		千葉県支部 (成田赤十字病院)	豊田文化センター等	巡回診療等	活動終了
		新潟県支部 (長岡赤十字病院)	水海道地区	巡回診療等	活動終了
9月14日	茨城県	茨城県支部 (水戸赤十字病院)	水海道小学校	巡回診療等	活動終了
		新潟県支部 (長岡赤十字病院)	水海道地区	巡回診療等	活動終了
		群馬県支部 (前橋赤十字病院)	石下総合体育館等	巡回診療等	活動終了
		東京都支部 (武蔵野赤十字病院)	きぬ医師会病院	仮設診療 (dERU)	活動終了
9月15日	茨城県	茨城県支部 (水戸赤十字病院)	水海道小学校	巡回診療等	活動終了
		新潟県支部 (長岡赤十字病院)	水海道地区	巡回診療等	活動終了
		群馬県支部 (前橋赤十字病院)	石下総合体育館等	巡回診療等	活動終了
		東京都支部 (武蔵野赤十字病院)	きぬ医師会病院	仮設診療 (dERU)	活動終了

9月16日	茨城県	本社 (日本赤十字社 医療センター)	水海道地区	巡回診療等	活動終了
		栃木県支部 (那須赤十字病院)	水海道小学校	巡回診療等	活動終了
		新潟県支部 (長岡赤十字病院)	水海道地区	巡回診療等	活動終了
		群馬県支部 (前橋赤十字病院)	石下総合体育館等	巡回診療等	活動終了
		神奈川県支部 (みなと赤十字病院)	石下総合体育館等	巡回診療等	活動終了
		東京都支部 (武蔵野赤十字病院)	きぬ医師会病院	仮設診療 (dERU)	活動終了
9月17日	茨城県	<u>本社</u> (<u>日本赤十字社</u> <u>医療センター</u>)	<u>水海道地区</u>	<u>巡回診療等</u>	<u>活動中</u>
		<u>栃木県支部</u> (<u>那須赤十字病院</u>)	<u>水海道小学校</u>	<u>巡回診療等</u>	<u>活動中</u>
		<u>神奈川県支部</u> (<u>みなと赤十字病院</u>)	<u>石下総合体育館等</u>	<u>巡回診療等</u>	<u>活動中</u>
		<u>東京都支部</u> (<u>武蔵野赤十字病院</u>)	<u>きぬ医師会病院</u>	<u>仮設診療</u> (<u>dERU</u>)	<u>活動終了</u>
		<u>栃木県支部</u> (<u>芳賀赤十字病院</u>)	<u>きぬ医師会病院</u>	<u>仮設診療</u> (<u>dERU</u>)	<u>活動中</u>

(2) 日赤 DMAT の派遣

9月11日、さいたま、深谷、相模原、秦野、横浜市立みなとの各赤十字病院から日赤 DMAT 5 チームを派遣。同12日、活動終了。

(3) 日赤災害医療コーディネーターの派遣

9月11日、さいたま赤十字病院及び成田赤十字病院から災害医療コーディネーターチームを茨城県に派遣。古河赤十字病院において活動開始。

9月12日、災害医療コーディネーター(埼玉、茨城)が茨城県の医療調整会議に出席。

9月13日、引き続き医療調整会議に出席、活動中。

長岡赤十字病院及び前橋赤十字病院からコーディネーター及びコーディネートスタッフ派遣。

9月14日、災害医療コーディネーターをさいたま赤十字病院から長岡赤十字病院へ引き継ぎを行い、現地を撤収。

災害医療コーディネートチーム(前橋)が医療ミーティングに参加。

(4) 救援物資の配布状況

ア 宮城県支部

品目	拠出支部名	配付先	数量
毛布	宮城県支部	大和町	310枚
	宮城県支部	古川第五小学校	1,000枚
		合計	1,310枚

イ 福島県支部

品目	拠出支部名	配付先	数量
毛布	福島県支部	田村地区会館	20枚
		合計	20枚
緊急セット	福島県支部	田村地区会館	10セット
		合計	10セット
バスタオル	福島県支部	田村地区会館	20枚
		合計	20枚

ウ 茨城県支部

品目	拠出支部名	配付先	数量
毛布	茨城県支部	被災地各地	1,300枚
		合計	1,300枚
布団セット	茨城県支部	牛久市	20セット
		合計	20セット

エ 栃木県支部

品目	拠出支部名	配付先	数量
毛布	栃木県支部	小山市地区	2,000枚
	群馬県支部	壬生町	800枚
	栃木県支部	壬生町	200枚
	栃木県支部	さくら市地区	40枚

	栃木県支部	宇都宮市地区	10枚
	栃木県支部	那須塩原地区	3枚
	合 計		3,053枚
緊急セット	栃木県支部	小山市地区	600セット
	栃木県支部	宇都宮市地区	6セット
	栃木県支部	那須塩原地区	1セット
	合 計		607セット
安眠セット	栃木県支部	小山市地区	420セット
	栃木県支部	鹿沼市	50セット
	合 計		470セット
布団セット	栃木県支部	那須塩原地区	3セット
	栃木県支部	鹿沼市	12セット
	合 計		15セット

①救援物資を積み込む職員とボランティア(宮城県支部、9月11日) ②積み込まれた救援物資は古川第五小学校へ(宮城県支部、9月11日)



(5) 本社・支部の体制

ア 宮城県支部

9月11日

7:00 第2次救護体制を発令。

19:00 宮城県支部、第2次救護体制から第1次救護体制へ移行。

イ 茨城県支部

9月10日

5:00 第1次救護体制を発令。

8:15 第2次救護体制を発令。

10:00 第3次救護体制を発令し、災害対策本部を設置。

ウ 栃木県支部

9月9日

21:30 第1次救護体制を発令。

10:00 第3次救護体制を発令。

エ 東京都支部

9月10日

11:30 栃木県支部から「広域支援体制」の要請。

これを受け、「第2ブロック救護本部」を東京都支部に設置。

9月12日

10:20 常総市きぬ総合公園に第2ブロック広域支援の現地調整本部を設置決定。

オ 本社

9月10日

9:00 第1次救護体制を発令。

9月11日

9:00 第2次救護体制を発令。

※日本赤十字社は災害の規模等に応じ、異なる救護体制を取っています。

【第1次救護体制】

- ・災害発生が予期され、情報収集や待機を必要とする場合
- ・被害が小規模で被災地支部で対応できる場合

【第2次救護体制】

- ・被害が中規模で被災地支部が本社、ブロック、近接支部等からの限定的な救援を必要とする場合
- ・東海地震注意情報が発表された場合

(5) 血液供給等業務

血液製剤の供給業務等は影響なし。

2 赤十字防災ボランティアの活動状況

(1) 宮城県支部

救援物資の積込みと運搬、大崎市ボランティアサテライトセンターにて防災ボランティアリーダーと看護奉仕団員が、災害ボランティアの方々の安心安全な活動のためマスク等の配布や安全な活動への注意喚起・けがの応急処置等を

実施。

(2) 栃木県支部

救援物資の積み込みと運搬。



災害ボランティアに衛生用品を配布する赤十字防災ボランティア

(3) 茨城県支部

情報収集、炊き出し、被災地社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの運営支援



常総市ボランティアセンター運営支援をする茨城県支部の防災ボランティア



常総市内におけるボランティア活動__炊き出し

3 義援金の募集について

日本赤十字社では、被災された方々の生活再建の一助とするため、以下のとおり義援金を受け付けています。

- 1 義援金受付名 「平成27年台風第18号等大雨災害義援金」
- 2 受付期間 平成27年9月11日（金）から平成27年11月30日（月）
- 3 協力方法

(1) 郵便振替（ゆうちょ銀行・郵便局）

口座記号番号 00120-2-766741

口座加入者名 日赤平成27年台風18号等大雨災害義援金

※窓口でのお振込の場合は、振込手数料は免除されます。

（ATMをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかることがあります。）

※窓口でお受取りいただきました半券（受領証）は、寄附金控除申請の際にご利用いただけますので、大切に保管してください。

(2) 銀行振込（日本赤十字社本社での受付）

ア 三井住友銀行 すずらん支店 普通 2787520

イ 三菱東京UFJ銀行 やまびこ支店 普通 2105515

ウ みずほ銀行 クヌギ支店 普通 0620286

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証をご希望の方は、「インターネットでの寄付はこちら」から事前にご登録のうえお振込みくださいますようお願いいたします（所得税等の税控除を受ける際には、受領証が必要です）。事前登録画面で「受領証希望」を選択いただきますと、後日ご登録のご住所に郵送させていただきます。

※事前登録がうまくいかないなどの場合は、「受領証希望」の旨と下記①～⑧を日本赤十字社組織推進部あてFAXにてご連絡をお願いいたします。

- ①義援金名、②氏名（受領証の宛名）、③住所、④電話番号、⑤寄付日、
⑥寄付額、⑦振込人名、⑧振込先金融機関名・支店名

[担当窓口] 日本赤十字社本社組織推進部 義援金担当者

TEL:03-3437-7081 FAX:03-3432-5507

(3) 銀行振込（茨城県支部での受付）

- ア 常陽銀行 本店営業部 普通 3732178
イ 筑波銀行 県庁支店 普通 1135790
ウ 茨城県信用組合 県庁前支店 普通 7551422
エ 水戸信用金庫 本店営業部 普通 0574681
オ 結城信用金庫 本店営業部 普通 0748095
カ JAバンク茨城県信連 本店 普通 0010225

※口座名義はいずれも「日本赤十字社茨城県支部 支部長 橋本 昌」

※上記口座にお振込みの義援金は茨城県の被災者に届けられます。

※同一金融機関の本支店間の振込手数料は、9月14日から無料となります（ATM、インターネットバンキング、ダイレクトバンキングを除く）。

※受領証の発行をご希望の場合は、その旨を茨城県支部あてにご連絡をお願いいたします（所得税等の税控除を受ける際には、受領証が必要です）。

[担当窓口] 日本赤十字社茨城県支部 総務課 義援金担当者

TEL 029-241-4516 FAX 029-241-4714

（住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名を記載）

(4) 銀行振込（栃木県支部での受付）

- ア 足利銀行 県庁内支店 普通 17559
イ 栃木銀行 本店 普通 1403453

※口座名義はいずれも「日本赤十字社栃木県支部 支部長 福田 富一」

※上記口座にお振込みの義援金は栃木県の被災者に届けられます。

※同一金融機関の本支店間の振込手数料は、9月14日から無料となります

す。(ATM、インターネットバンキング、ダイレクトバンキングを除く)。
※受領証の発行をご希望の場合は、その旨を栃木県支部あてにご連絡をお願いいたします(所得税等の税控除を受ける際には、受領証が必要です)。

[担当窓口] 日本赤十字社栃木県支部 組織振興課

TEL 028-622-4327 FAX 028-624-4940 (住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名を記載)

(5) 銀行振込(宮城県支部での受付)

ア 七十七銀行 北仙台支店 普通 9128298

イ 杜の都信用金庫 北仙台支店 普通 1100735

※口座名義はいずれも「日本赤十字社宮城県支部 支部長 村井 嘉浩」

※上記口座にお振込みの義援金は宮城県の被災者に届けられます。

※七十七銀行の本支店間の振込手数料は、9月18日から無料となります
(ATM、インターネットバンキング、ダイレクトバンキングを除く)。

その他の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の場合は、その旨を宮城県支部あてにご連絡をお願いいたします(所得税等の税控除を受ける際には、受領証が必要です)。

[担当窓口] 日本赤十字社宮城県支部 組織振興課

TEL 022-271-2252 FAX 022-275-3004 (住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名を記載)

4 災害救助法の適用(9月13日17:00現在)

現在以下の地域において、継続した救助活動が必要とされるため、災害救助法が適用されています。

(1) 茨城県(平成27年9月9日適用)

古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市
結城郡八千代町、猿島郡境町

(2) 栃木県(平成27年9月9日適用)

栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町
下都賀郡野木町

(3) 宮城県(平成27年9月10日適用)

仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町
加美郡加美町、遠田郡涌谷町